

公 売 参 加 注 意 書

1 買受けの制限

- (1) 滞納者は、公売の目的となった自己の財産を直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができません。
- (2) 公売の実施を妨げる行為をした者、又は公売について不正な行為をしたものは入札者、最高価申込者、又は買受人となることができません。

2 公売保証金

- (1) 公売財産一覧表（「公売公告」別紙）又は「見積価格公告」に公売保証金の定めがある財産を入札しようとするときは、入札前に所定の公売保証金（現金）を「公売保証金納付書」に添えて担当者に提出してください。
- (2) 公売財産の買受人となった者が納付した公売保証金は、特に申し出がない限りその買受代金に充てます。
- (3) 最高価申込者又は、次順位買受申込者とならなかった者の納付した公売保証金は、直ちに返却します。この場合は、先に交付してある公売保証金領収証の裏面に「公売保証金 100,000 円の還付を受けました。令和 7 年 10 月 23 日」と記載し、記名の上担当者に提出してください。なお、返還を受ける方が、営利法人及び商人としての個人の場合は、収入印紙（200 円）の貼付をお願いします。
- (4) 公売財産の買受人となった者が、その買受代金を所定の期限まで納付しないため売却決定を取り消されたときは、その者が納付した公売保証金は、公売に係る徴収金に充て、なお残余があるときは滞納者に交付することになります。

3 入札

- (1) 入札する者が代理人（法人の従業員を含む。）であるときは、入札前に、委任状及び必要書類を提出してください。
- (2) 入札者は、「入札書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、封かんして所定の時間まで提出してください。なお、同一人が同一区分の公売財産について重複して入札書を提出した場合は、その入札書は、いずれも無効となりますので注意してください。
- (3) 入札書の記載事項に誤りがあった場合等は、訂正せずに新しい入札書を係員に請求し、新たに作成してください。
- (4) 一度入札した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。入札箱に入れる前にもう一度、記載事項に誤りがないか確かめてください。
- (5) 入札前には次のものが必要となりますので、お持ち下さい。
 - ① **印鑑**（代理人が入札する場合は代理人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者印）
 - ② （代理人が入札する場合）**委任状及び必要書類**

4 再度入札

入札の際、入札者がいないとき又は見積価額に達した入札者がいないときは、引き続き再度入札を行うことがあります。

5 公売の中止

最高価申込者決定前に公売に係る徴収金が完納されたときその他必要と認めるときは、公売を中止します。

6 開札

入札書は、所定の時間に入札者立会いのうえで開札します（入札者が立ち会わないときは、地方振興局所属の他の職員を立ち合わせます）。

7 最高価申込者の決定

- (1) 入札価額が公売財産一覧表又は「見積価額公告」に記載された見積価額以上で、かつ、最高価額の者を最高価申込者としします。
- (2) 最高価額の入札者が2人以上あるときは、それらの入札者で追加入札を行ったうえ、最高価申込者を定め、追加入札価額が同額であるときは、くじで定めます。
- (3) 最高価申込者決定後売却決定までの間に公売に係る徴収金が完納されたときは、最高価申込者の決定を取り消します。

8 売却決定及び買受代金納付

- (1) 売却決定は、最高価申込者として決定した者について、所定の日（令和7年10月30日午前10時00分）に行います。次順位買受申込者に対しては、最高価申込者に対する売却決定を行わないとき又は売却決定を取り消したときに行います。
- (2) 売却決定を行ったときは、買受人にその旨を連絡しますので所定の時間（令和7年10月30日午後3時）までに、買受代金（現金）を財産買受書に添えて提出してください。
- (3) 買受人が買受代金を納付する前に公売に係る徴収金が完納されたとき、買受代金をその納付期限までに納付しなかったとき、その他特に必要と認めるときは、売却決定を取り消します。

9 危険負担

権利移転の時期は、買受代金納付の時とされていますので、買受代金納付後の買受財産のき損、焼失等による損害は、買受人が負担することになります。

10 買受財産の引渡し

公売の場所にある公売財産は、買受代金納付後現物を直ちに引渡しますので、引渡しを受けたときは財産買受書の受領証に記名押印して提出してください。引渡し時に執行機関が立会いますので引き渡し時間をお知らせください。

11 売却決定の取り消し

次に該当する場合は、売却決定を取り消します。

- (1) 買受代金納付前に、滞納県税の完納の事実が証明されたとき。
- (2) 買受代金をその納付期限までに納付しないとき。
- (3) 国税徴収法第108条第2項の規定が適用されたとき。